

平成29年11月10日

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

～ 大雪災害を想定した実働訓練 ～
関係機関と連携し、「放置車両等の移動訓練」を実施します。

国土交通省香川河川国道事務所では、災害対策基本法に基づき道路管理者が行う放置・立ち往生(スタック)車両の移動作業を実際に行い、実施手順及び機材の使用方を習得することを目的とした実働訓練を、三豊警察署・琴平警察署、一般社団法人日本自動車連盟、道路維持工事受注者の協力を得て、以下の通り実施します。

1. 実施日時 平成29年11月14日(火) 11:00～12:00

2. 実施場所 国営讃岐まんのう公園 中央駐車場と園内道路
香川県仲多度郡まんのう町
詳細は、別紙-1、2参照

3. 参加機関

- ・三豊警察署・琴平警察署
- ・一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)
- ・道路維持工事受注者
- ・香川河川国道事務所

約30名

4. 訓練内容 放置・立ち往生車両を想定した移動訓練
詳細は、別紙-1参照

5. その他 当日の取材を希望される場合は、国営讃岐まんのう公園が、休園日のため、事前に問い合わせ先に連絡をお願いします。

※同日公園内において、9:40-12:00の予定で無人航空機(UAV)の操作訓練も開催されています。(11月10日四国技術事務所記者発表)

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」に該当します。

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 TEL087-821-1561 (代表)

◎：主な問い合わせ先

副所長(道路) おかざき 岡崎 かずゆき 和幸 内線205

◎道路管理第一課長 うえまつ 植松 あきお 章夫 内線431

放置車両等の移動訓練概要 別紙-1

〈目的〉 災害対策基本法に基づき道路管理者が行う放置・立ち往生(スタック)車両の移動作業を実際に行い、実施手順及び機材の使用方法を習得することを目的とする。

〈実施日時〉 平成29年11月14日(火) 11:00-12:00

〈場所〉 国営讃岐まんのう公園 中央駐車場と園内道路

〈主催〉 国土交通省香川河川国道事務所(約15名)

〈参加機関〉 三豊警察署・琴平警察署(約3名)
 一般社団法人 日本自動車連盟(JAF) (約2名)
 道路維持工事受注者(約9名)

〈訓練内容〉

1) 災害対策基本法(別紙-3参照)に基づく車両移動の手順確認

2) 放置・立ち往生(スタック)車両の移動訓練

〈ケース1〉 グレーダーによるスタック車両の移動

対象車両: 大型車(スタック、運転手あり)

使用機材: グレーダー

実施手順: ①運転手への移動命令②牽引実施の判断・記録
 ③車両移動(牽引)④移動後の記録

〈ケース2〉 レッカー車による放置車両の移動

対象車両: 普通車(車内進入可)

使用機材: ワイヤロープ、クレーン

実施手順: ①放置車両の判断・記録②ワイヤーの設置
 ③車両移動(吊り込み)④移動後の記録

〈ケース3〉 車両簡易移動器具による放置車両の移動

対象車両: 普通車(車内進入不可)

使用機材: 車両簡易移動器具

実施手順: ①放置車両の判断・記録②車両簡易移動器具の設置
 ③車両移動(人力)④移動後の記録

訓練会場位置図(中央駐車場に案内看板有り)



まんのう公園パンフレットより

大雪災害を想定した実働訓練

ケース1(昨年度の実施状況)



ケース2(昨年度の実施状況)



ケース3(昨年度の実施状況)

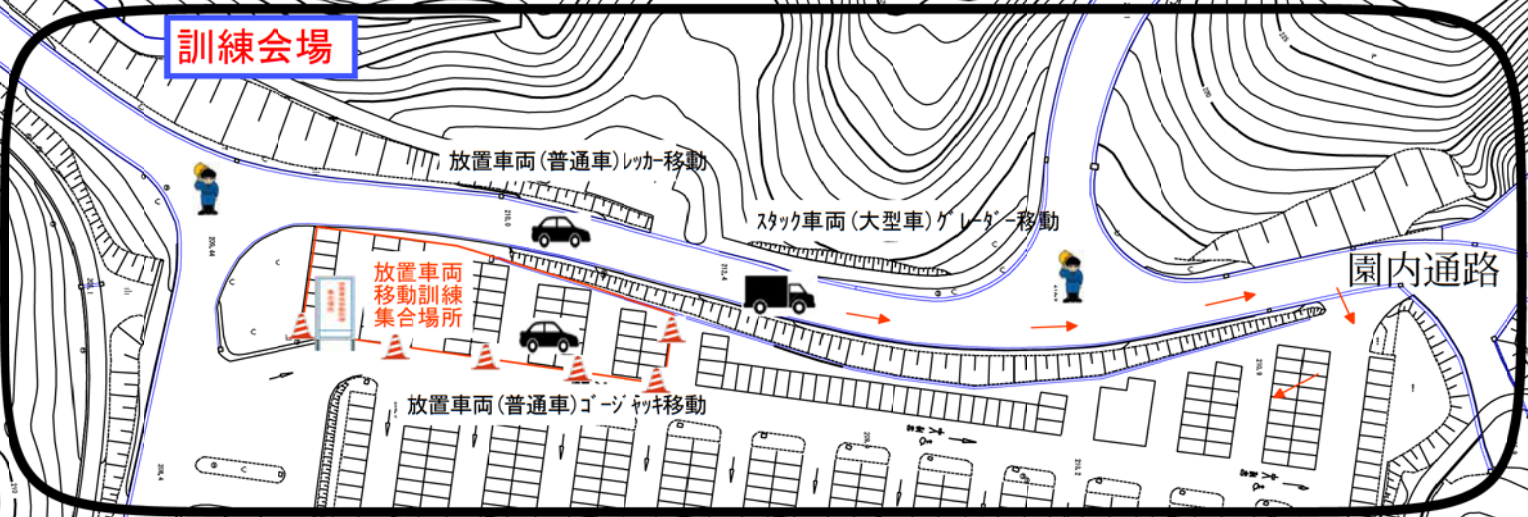


至 西口

至 北口

別紙-2

訓練会場



中央駐車場

エントランス

注) 香川河川国道事務所所有の公園管理システムの地形図より抜粋

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策 (例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応